

裁判官の給与

(1) 報酬

(令和4年1月1日現在)

裁判官	検察官	報酬俸給月額 ()は初任給調整手当	一般職の職員	特別職の職員
最高裁長官		2,010,000		○内閣総理大臣
最高裁判事	検事総長	1,466,000		○国務大臣、○人事院総裁、○会計検査院長
東京高検長官		1,406,000		内閣法制局長官、○内閣官房副長官、○副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、○公正取引委員会委員長
他の高検長官	東京高検検事長	1,302,000		
	次長検事、他の検事長	1,199,000		○検察官、○人事官、大臣政務官、公害等調整委員会委員長
	検 1	1,175,000		常勤の内閣総理大臣補佐官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、国家公安委員会委員
判 2	検 2	1,035,000		公害等調整委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員長、中央更生保護審査会委員長
判 3 簡 特 検 3		965,000		
判 4 簡 1 検 4		818,000	指定職	
判 5 簡 検 5		706,000		
判 6 簡 3 検 6 副 特		634,000		
判 7 簡 4 検 7 副 1		674,000		
	検 8 副 2	516,000		
	簡 5 副 3	438,900		
	補 1 検 9 副 4	421,500	行政職(→9級)	
	補 2 簡 7 検 10 副 5	387,800		
	補 3 簡 8 検 11 副 6	364,900	" 8級	
	補 4 簡 9 検 12 副 7	341,600		
	補 5 簡 10 検 13 副 8	(19,000) 319,800	" 7級	
	補 6 簡 11 検 14 副 9	(30,900) 304,700		
	補 7 簡 12 検 15 副 10	(45,100) 287,500	" 6級	
	補 8 簡 13 検 16 副 11	(51,100) 277,600		
	補 9 簡 14 検 17 副 12	(70,000) 256,300	" 5級	
	補 10 簡 15 検 18 副 13	(75,100) 247,400	" 4級	
	補 11 簡 16 検 19 副 14	(83,900) 240,800	" 3級	
	補 12 簡 17 検 20 副 15,	(87,800) 234,900		

(注1)◎印は兼任官、○印は認証官である。

(注2)議員歳費については、衆・参議院の議長は217万円、同副議長は158万4,000円、国會議員は129万4,000円である。

(注3)初任給調整手当は、副検事には支給されない。

(2) 諸手当

ア 支給対象

(令4.4.13現在)

給与種目	最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官	判事及び4号以上の報酬を受ける簡易裁判所判事	判事補及び5号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事
初任給調整手当	×	×	○(判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下に限る。)
扶養手当	×	×	○(※)
地域手当	○	○	○
広域異動手当	×	○	○
住居手当	×	×	○
通勤手当	○	○	○
単身赴任手当	×(高裁長官は○)	○	○
特殊勤務手当	×	×	○
特地勤務手当	×	○	○
期末手当	○	○	○
勤勉手当	×	○	○
寒冷地手当	×(高裁長官は○)	○	○
裁判官特別勤務手当	×	○(平日深夜は×)	○(判事補11号以下及び簡易裁判所判事16号以下は×)

(注) ○印は支給されるものを、×印は支給されないものを示す。

※ 判事補1号及び2号並びに簡易裁判所判事5号から7号までは、子に限られる。

イ 手当の内容

種 目	支 給 額 等	
初任給調整手当	判事補12号(87,800円)から同5号(19,000円) 簡易裁判所判事17号(87,800円)から同10号(19,000円)	
扶養手当	扶養親族の種類 配偶者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹 満60歳以上の父母及び祖父母 重度心身障害者	扶養手当額 ① 判事補3号及び4号並びに簡易裁判所判事8号及び9号は、各3,500円 ② 判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下は、各6,500円
地域手当	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算 (報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合 支給割合 1級地(20%) 東京都特別区 2級地(16%) 大阪市、横浜市ほか 3級地(15%) 名古屋市、さいたま市、千葉市ほか 4級地(12%) 立川市、神戸市ほか 5級地(10%) 広島市、福岡市、京都市、堺市ほか 6級地(6%) 仙台市、高松市、静岡市ほか 7級地(3%) 札幌市、北九州市ほか	
広域異動手当	(報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合 ※支給割合は、異動等前後の官署間の距離が①300キロメートル以上の場合100分の10、②60キロメートル以上300キロメートル未満の場合100分の5 ※地域手当との併給調整あり	
住居手当	(ア) 借家、借間 家賃16,000超27,000以下…家賃-16,000 家賃27,000超61,000未満…(家賃-27,000)÷2+11,000 家賃61,000以上…28,000 (単位円、100円未満切捨) (イ) 配偶者等の居住する借家(単身赴任手当受給職員に限る。) (ア)の額の2分の1の額	
通勤手当	6か月定期券等の価額(1か月当たり55,000円を限度)、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、6か月定期券等の価額(特別料金分)の2分の1の額(1か月当たり20,000円を限度)を加算	
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居から配偶者の住居までの距離に応じて最高70,000円	
特殊勤務手当	帰還困難区域において行う作業に従事した日1日につき、①6,600円(3,960円)、②1,330円、居住制限区域において行う作業に従事した日1日につき、①3,300円(1,980円)、②660円 ※①は屋外において行うもの、②は屋内において行うもの、()内は作業従事時間が4時間に満たないもの ※同一の日において、2以上の作業に従事した場合は、手当の額が最も高いものの手当は支給しない。	

種　　目	支　　給　　額　　等			
(異動時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2+支給時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2) × 支給割合				
	支給割合	官　　署		
特地勤務手当	5級地 (20%)	徳之島（鹿児島）		
	4級地 (16%)	八丈島（東京）		
	3級地 (12%)	新島（東京）、上県（長崎）、名瀬・種子島・屋久島、甑島（鹿児島）、石垣・平良（那覇）		
	2級地 (8%)	伊豆大島（東京）、西郷（松江）、巣原・五島・新上五島、奄岐（長崎）		
	1級地 (4%)	寿都（函館）※冬期は2級地		
(準特地勤務手当)				
上記官署又は佐渡、高森若しくは夕張への異動に伴って住居を移転した職員には、別に異動時の（報酬+扶養手当）の月額の6%以下を支給（夕張は冬期に限る。）				
期末手当	報酬等の①2.4、②2.0、③1.25、④3.25月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月、12月…各①1.2、②1.0、③0.625、④1.625月分]			
	※①は判事補5～12号、簡裁判事10～17号、②は判事補1～4号、簡裁判事5～9号、③は判事、簡裁判事待合及び簡裁判事1～4号の報酬を受ける裁判官、④は最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官			
	※支給割合は令和4年4月13日から適用されるもの。			
勤勉手当	報酬等の①1.9、②2.3、③2.0月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月、12月…各①0.95、②1.15、③1.0月分]			
	※①～③の区分は「期末手当」欄に同じ			
支給地域に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで毎月支給				
(単位 円)				
寒冷地手当	区 分	支給地域	世 带 主	非世帯主
	1級地	旭川、帯広、北見ほか	扶養親族あり	扶養親族なし
	2級地	札幌、釧路、小樽ほか	26,380	14,580
	3級地	函館、室蘭、浦河ほか	23,360	13,060
	4級地	青森県内、山形、盛岡、長野ほか	22,540	12,860
		17,800	10,200	
			8,600	
			7,360	
①裁判所の休日の臨時又は緊急の必要等による勤務及び②平日深夜の臨時又は緊急の必要による勤務各1回につき、				
裁判官特別勤務手当	判　　事	簡裁判事 特～4号	①18,000円	
	判事補 1、2号	5～7号	①12,000円 ②6,000円	
	" 3、4号	" 8、9号	①10,000円 ②5,000円	
	" 5、6号	" 10、11号	①8,500円 ②4,300円	
	" 7～9号	" 12～14号	①7,000円 ②3,500円	
	" 10号	" 15号	①6,000円 ②3,000円	